１－１　最低賃金広報用文案（**１０月１日以降掲載の場合です。**）

|  |
| --- |
| 必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も  　熊本県最低賃金が改定されました。  **時間額７３７円（平成２９年１０月１日から）**  　この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。  　詳しいお問合せは、熊本労働局労働基準部賃金室（096-355-3202）  　又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。 |

１－２　最低賃金広報用文案（**１０月１日以前掲載の場合です。**）

|  |
| --- |
| 必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も  　熊本県最低賃金が改定されます。  **時間額７３７円（平成２９年１０月１日から）**  　この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。  　詳しいお問合せは、熊本労働局労働基準部賃金室（096-355-3202）  　又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。 |

２　中小企業支援事業広報用文案

|  |
| --- |
| 最低賃金ワン・ストップ無料相談のご案内  最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げに取り組む中小企業の支援として、経営面と労働面の相談をワンストップで対応できる無料相談窓口を設置し、専門家の事業場への派遣も行っています。  熊本県最低賃金総合相談支援センター  　　〒860-0801　熊本市中央区安政町８－１６村瀬海運ビル７Ｆ  　熊本県社会保険労務士会内（専用ダイアル 0120-45-1124）  　ご存知ですか?中小企業の最低賃金引上げを支援する業務改善助成金  事業場内最低賃金が1000円未満の中小企業が、生産向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。  最低賃金の引き上げ額は30円～120円の5つのコースがあり、助成率は常時使用する労働者が企業全体で31人以上の事業場は7/10、30人以下の事業場3/4です。さらに生産性要件（※）を満たした場合の助成金率は、3/4、4/5です。助成の上限額はコースごとに異なり、50万円～200万円となります。  ※生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が６パーセント以上に伸びている場合等をいいます。  　　お問い合わせは、熊本労働局雇用環境・均等室（096-352-3865）まで。 |